

FP 相続新聞 【相続貧乏にならないために】

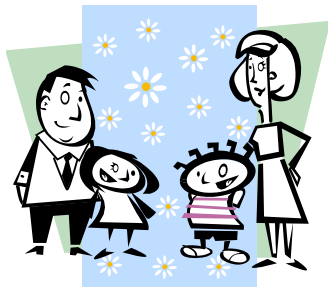
判断能力・健康に不安を感じたら… 成年後見制度とは(2)

平成 26年 10月号

厚

労省によると、65歳以上の人のうち、2012年時点で認知症の人が推計15%、可能性のある人を含めると4人に1人が認知症及び予備軍であると推計しています。「法定後見人」

は自分の判断能力に支障が生じたことによって、親族等が申立する



ものでした。●これとは違い、自己責任で、自分が元気なうちに自分が信頼できる人(任意後見人)との間で、もし自分の判断能力が衰えてきた場合には、自分の財産を管理し、必要な契約締結等を行うことを引き受けてもらう契約を「任意後見契約」といいます。この契約の成立の条件は、
1. 必ず公正証書で締結しなければなりません。締結後、公証人が法務局へ登記、「登記事項証明書」の交付を受けて、任意後見人の代理権を証明します。
2. 任意後見人は信頼できる成人(破産者等を除く)であれば、親族・友人・専門家等を問わず誰でもかまいません。
3. 本人の判断能力が衰え、任意後見事務を開始する必要が生じてきた場合に、家裁に対し、任意後見人を引き受けた人の仕事内容をチェックする「任意後見監督人」の選任申立をし、選任されたときから、任意後見人として、契約に定められた仕事を開始することになります。
4. 任意後見人に報酬を支払うか否かは、契約時、話し合いで決めることとなりますが、一般的には、身内の者が引受けた場合には無報酬の場合が多いようです。家

裁が選任する専門家等第三者である「任意後見監督人」には、事案に応じて本人の財産から、月額1~3万円、(因みに法定後見人には2~6万円)の基本報酬が支払われます。

●自分の判断能力が無くなってから誰が後見人になるかわからない「法定後見制度」より、事前に自分の意思で後見人を決める「任意後見制度」の方が良いはずですが、平成25年の申立件数34,548件の内、任意後見監督人選任の申立は716件しかありません。その理由の一つとして、周知不足もありますが、成年後見制度の申立きっかけが、第1位「預貯金の管理・解約」が圧倒的に多く、次に「介護施設等入所契約のため」「不動産の処分」「相続手続」と続き、必要に迫られ申立を決心したことにあるのが現状のようです。

●制度スタート当初は、本人の親族が後見人になるケースが殆どでしたが、平成25年は、親族等が42.2%、専門家等が57.8%と、親族以外の後見人が毎年増加しています。その一因として、親族等後見人の不正行為が数多く発覚するようになったことがあります。ただし、専門家等の不正も増加するようになりました(平成24年:親族9割・その他1割)。

そこで平成24年から、後見人による着服を防ぐ目的で、「後見制度支援信託」という制度が始まっています。後見人が手元で管理できるのは、本人の必要最低限の生活費のみで、それ以外の預貯金はすべて解約して家裁の指定した信託銀行へ預け直し、許可なしでは引き出せないというものです。ただし、信託できる財産は金銭に限られ、金融機関により額の違いがありますが、最低一千万円以上からの利用で、かつ信託報酬(管理報酬及び運用報酬)が必要になりますので、この制度の利用は、現在のところ任意です。